川崎市育成会手をむすぶ親の会　幸支部

幸通信No.7

発行日　平成２７年　５月１日

平成２７年度が始まり、１か月が経ちました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。今年度から、障害福祉サービスを利用するにあたって「サービス等利用計画書」の作成が必要となるなど、新しい動きがあります。具体的に情報をお伝えできるように努めてまいりますので、本年度も、よろしくお願いいたします。(幸支部役員一同)

平成２６年度　幸支部　新年懇親会（報告）

２月１０日（火)、幸福祉プラザ２階研修室で、幸支部新年懇親会を開催し、池谷会長、宮澤副会長に出席してくださいました。池谷会長から、「川崎市育成会手をむすぶ親の会となって、２年が過ぎようとしています。だいぶ、活動の形が整いつつありますが、まだまだ、やっていかなければならないことも多いので、これからも、皆さんのご協力をお願いいたします。」とのお話がありました。

また、幸区保健福祉センター障害者支援係の岩崎係長、幸区社協の事務局長でもあり、幸区あんしんセンター所長でもある前橋氏も出席してくださり、ご挨拶をいただきました。

自己紹介のあと、幸区あんしんセンターの井上さんと阿久津さんから、「日常生活自立支援事業」について、具体例を挙げてお話をしていただきました。この制度は、一人暮らしで、金銭管理に心配があり、ご家族の支援を受けることが難しい人が対象となるそうですが、毎月、金融機関に一緒に行って手続きの支援をするなど、細やかな配慮が感じられました。最初は、欲しいものを買ってしまい、必要な支払いができなくなってしまうようなことがあった方も、先述のような支援を受けるうちに、光熱費や家賃といった支払いを優先できるようになり、計画的にお金を使えるようになったとのことでした。本当に、ていねいに支援をしてくださるのだなと、感心しました。

皆さんからの近況報告もあり、和やかで有意義な時間が持てました。　（仁尾　智都子）

おじの成年後見　～成年後見を利用するきっかけ～

～　前回は、「後見制度を利用しなければ。」という決心をしたところまでを掲載しました。今回は、実際に、成年後見を利用するために、家庭裁判所に申立てるところから利用に至るまでです。～

友人に紹介してもらった弁護士さんは、とても熱心に叔父の現状を調べてくれました。そして、叔父の場合は、しっかりしているので、保佐か補助が妥当との結論になりました。申立て（四親等まで申立て可能）のときは、出来る限りの資料を集め、本人の承諾を得て、平成 25 年 11 月 7 日、家庭裁判所に保佐開始申立てをしました。保佐人には、別の弁護士さんを候補者に立て、叔父の横暴に困っている現状も箇条書きにして添付しました。11 月 26 日、家裁から呼び出しがあり、申立人である私達（私と姉）に、持ち家の事、職歴、身体不自由になった経緯、本人の性格など、詳しい聞き取り調査がなされました。その結果、『精神科医の鑑定書の提出』が必要と言い渡され、入院している病院長に鑑定書の作成をお願いしました。

年が明けた平成 26 年 7 月、やっと鑑定書が家裁に送られました。そして、8 月 13 日付けで家裁から、成年後見人として候補者の弁護士さんが選ばれたと「審判書謄本」が、申立人である私の元に送られて来ました。弁護士さんに依頼してから 15 カ月経っていました。通常、鑑定書は 1 カ月程度で提出されるそうですが、8 カ月も待ちました。でも、そのお蔭で保佐でも補助でもない、後見類型になりました。ヘルパー日誌にあった不可解な支払いや送金。何より倒れているのを発見されたのが 1 度ではなかったことなど、本人保護の観点からの結審でした。

9 月には、叔父は転院を済ませることができました。後見人がついたことで、気になっていた叔父の家の掃除や庭の整備、水道やガス、電気の停止、新聞の解約などがスムーズに進みました。後見人の仕事は、財産管理と法律行為だそうで、医療の同意が必要な場合には、私に連絡が入ります。先日も、インフルエンザ予防接種の同意書にサインして来ました。まだまだ、叔父のことで動かなければなりませんが、肩の荷は大分軽くなりました。あれだけ横暴だった叔父も今は驚くほど軟化し、私達が行くと素直に嬉しそうです。転院した病院が相模原のため、頻繁には行かれませんが、姉と日程を調整しながら月一で行くようにしています。

昨年の桜は見られなかった叔父ですが、今年の桜を見ることができました。

参考：私が依頼した弁護士事務所では後見人申請は 30 万円（税別）からでした。
　　：実費（交通費や書類の取寄せ等）として 3 万円程度
　　：鑑定料として 5 万円

（加賀見　希志子）

ライフプランとしての「サービス等利用計画」できたかな？

我が家の自閉症の次男は、月曜日から金曜日まで生活介護事業所に通所していて、たまにショートステイと日中ショートを利用する生活を送っています。ヘルパー事業所を利用していないので、障害者相談支援センターや地域生活支援事業所なども利用したことがありません。サービス等利用計画の作成をどうしたらよいのかわからず、幸区の障害者支援係（福祉事務所）に電話をかけました。

電話口に出られた係の説明によると、「障害者相談支援センターか指定特定相談支援事業所、または、障害者支援係で作成できます。」とのこと。障害者支援係の窓口しか行ったことがない私は、障害者支援係に行くことにしました。次男の担当の方と窓口に伺う日時を決めて、生活介護事業所で作成する個別支援計画書を持って行きました。

当日は、「これから、少しずつ自立に向けての生活を考えています。」と、こちらの意向を伝えました。支援係の担当の方と、いろいろ話をして、まずは、定期的なショートステイをしながら、家ではない場所での生活に慣れていくことから始めようかということになりました。そういったこちらの思いが、支給決定に反映されるかは、わかりませんが、いろいろと話せたことで、将来に向けての決意のようなものが、私の心の中に芽生えたような気がします。

本人や家族が作成したサービス等利用計画には、モニタリング（継続サービス利用支援）がないので、指定特定相談支援事業所に行った方が良かったかな？とも思いますが、とりあえず、ライフプランがおぼろげながら見えてきたように感じるので、がんばってみようと考えています。　（仁尾　智都子）

「喫茶つくし」幸市民館１階にオープン

５月７日（木）、幸市民館に、「喫茶つくし」がオープンします。飲み物や軽食などの提供や、福祉施設で作成した製品の展示販売などもあるそうです。

障害のある人の働く場として、市民の憩いの場として、幸区に立ち寄ってみたい場所が、また、一つ増えました。

区役所や市民館などに行くときには、毎回、立ち寄ってみたいですね。

営業時：１０時～１６時
定休日：月曜日、火曜日、祝日及び年末年始

幸のほっと❤スポット　File3ラゾーナ周辺の花

ラゾーナ川崎プラザといえば、国内有数の売り上げを誇るショッピングモールですが、ＪＲ川崎駅やバスターミナルに直結している便利な立地のせいで、建物の外周を歩いてみることは意外と少ないのでは…？

ということで、今回は、駅近の「ほっと❤スポット」です。

駅前にもかかわらず、ラゾーナの周りにはたくさんの植物が植えてあり、季節とともに色とりどりの花が咲いて、散策する人の目を楽しませてくれます。早春、足元に咲くクリスマスローズを皮切りに、北側歩道のシデコブシ、トサミズキ、花桃。続いて、桜は東芝の事業所時代からの古木が見事な花を咲かせます。一重の桜が終わると、今度は八重桜の手毬のような豪奢な花が見られ、その後は紅白のハナミズキ。東側のレジデンスのツツジも見のがせません。他に、名前のわからない花もたくさんあって、心和む都会の「ほっと❤スポット」です。　　（髙山　君子）

小向このはな園を見学してきました

３月１９日（木）、小向このはな園の見学に行きました。

とても広い敷地に、ゆったりと建てられているからか、どの部屋にも大きな窓から明るい日差しが差し込んでいました。また、木を多く用いたデザインも心を温かくし、癒してくれるように感じました。

１階のカフェテリア脇には、利用者さん、一人一人が歯ブラシとコップを入れる棚が設置されていて、新しい施設ならではの工夫に感心しました。

特別支援学校卒業生対策として開設された施設として、これから、期待したいと思います。

（仁尾　智都子）

【訂正】

№６の「第４期ノーマライゼーション・・・」とあるのは、「第４次ノーマライゼーション・・・」の誤りです。お詫びして、訂正いたします。